

■ 化学物質の環境リスクの低減

～ダイオキシン類等の有害化学物質による環境負荷の低減～

重点 目標

2001 年度を基準年度として 2006 年度までに市内の P R T R 法対象事業所から排出される対象物質の総排出量を 30%削減することを旨とする。

現 状

化学物質の総排出量

人や生態系に有害なおそれがある物質の環境への排出量及び事業所の外への移動量について、事業者が前年度の実績を届けることが「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（P R T R 法）によって義務付けられました。また、この届出は、2002 年度から、都道府県等を経由して国に対して行われています。

市では、2006 年度（2005 年度実績）届出のあった市内事業所及び P R T R 法対象物質について集計を行いました。その結果、届出事業所数は 240 であり、また、同法の対象である 354 物質のうち、これら事業所から届出された物質数は 131 でした。

2005 年度の環境への総排出量について見ると、市内は 1,936 トンで、全国（258,677 トン）の 0.7%、神奈川県（10,866 トン）の 18%でした。また、2001 年度の 2,927 トンに比べて 34%減少しました（なお、2003 年度分の届出から届出事業所の対象物質となる年間取扱量の要件が 5 トンから 1 トンに引き下げられました。）。

環境への排出量の多かった物質は、次表のとおりです。

市内事業所から環境（大気、公共用水域等）への排出量上位 10 物質（2005 年度実績）

順位	物質名	排出量 (トン)	主な排出先	主な業種	主な用途
1	キシレン	450	大気	輸送用機械器具製造業（49%） 鉄鋼業（21%） 金属製品製造業（15%）	合成原料（染料）、ガソリン・灯油成分、溶剤（塗料、農薬）
2	トルエン	396	大気	化学工業（28%） 輸送用機械器具製造業（25%） その他の製造業（13%）	合成原料（合成繊維）、ガソリン成分、溶剤（塗料、インキ）
3	クロム及び 3 価クロム化合物	160	埋立処分	鉄鋼業（100%） 一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）（0.0002%）	ステンレス鋼、めっき、スーパーアロイ（超硬合金）
4	塩化メチル	141	大気	化学工業（100%）	合成原料（シリコン樹脂、ブチルゴム）、溶剤、発泡剤
5	エチルベンゼン	110	大気	輸送用機械器具製造業（43%） 金属製品製造業（27%） 鉄鋼業（21%）	合成原料（スチレン）、溶剤
6	ベンゼン	52	大気	鉄鋼業（36%） 石油製品・石炭製品製造業（33%） 化学工業（28%）	合成原料（スチレン、フェノール）、溶剤、ガソリン成分
7	メタクリル酸メチル	52	大気	化学工業（78%） プラスチック製品製造業（18%） 倉庫業（4%）	合成樹脂原料（メタクリル樹脂、接着剤）
8	1,3-ブタジエン	50	大気	化学工業（98%） 石油製品・石炭製品製造業（2%）	合成樹脂原料（合成ゴム（SBR、NBR）、ABS 樹脂）
9	ほう素及びその化合物	49	公共用水域	化学工業（65%） 下水道業（27%） 鉄鋼業（7%）	電機・電子工業（液晶パネル、ドーピング剤）
10	ふっ化水素及び その水溶性塩	49	公共用水域	鉄鋼業（95%） 化学工業（4%） 電気機械器具製造業（0.02%）	合成原料（フロン）、エッチング剤

ダイオキシン類
(巻末用語索引参照)

環境負荷
人が環境に与える負荷のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。

PRTR
(巻末用語索引参照)

ダイオキシン類

市では、大気、水質、底質及び土壌のダイオキシン類の環境濃度の状況を調査しています。

2006年度の調査結果は、次のとおりです。

● 環境濃度

2006年度のダイオキシン類環境調査は、市内の大気 23 地点、公共用水域水質 15 地点及び底質5地点、地下水質 13 地点、土壌 30 地点で実施しました。調査結果は次表のとおり、すべての地点で環境基準を達成していました。

市内における環境濃度調査結果

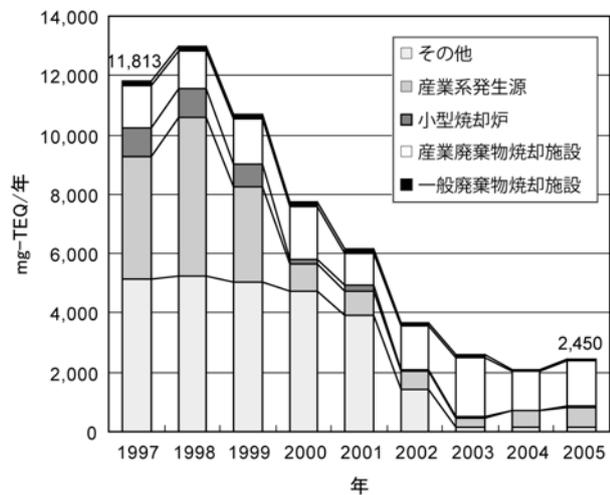
調査対象		地点数	2006年度調査結果		環境基準	
			平均値	濃度範囲		
大気	一般環境	3	0.043pg-TEQ/m ³	0.038~0.046	0.6以下	
	処理センター周辺	20	0.066pg-TEQ/m ³	0.032~0.33		
公共用水域	水質	河川	10	0.17 pg-TEQ/L	0.054~0.45	1以下
		海域	5	0.084 pg-TEQ/L	0.063~0.11	
	底質	海域	5	28 pg-TEQ/g	17~44	150以下
地下水質		13	0.044 pg-TEQ/L	0.017~0.17	1以下	
土壌		30	3.1 pg-TEQ/g	0.0041~20	1000以下	

● 市内の排出状況

大気及び公共用水域への排出状況

大気及び公共用水域へのダイオキシン類の排出量は、ダイオキシン類対策特別措置法が施行となった2000年以降、年々減少しています。2005年の排出量は2004年に比べ、若干増加していますが、1997年に比べ79%減少しました。

市内におけるダイオキシン類の排出状況



内分泌かく乱化学物質等

内分泌かく乱化学物質
(巻末用語索引参照)

市では、内分泌かく乱化学物質等の未規制化学物質について、環境調査を実施しています。2006年度は魚類に対して内分泌かく乱作用があると推察されている物質、生体ホルモン物質、PRTR法に基づく届出において公共用水域に排出がある物質などから10物質を選定し、市域の水質及び底質を対象に環境調査を実施しました。対象物質と調査結果は次のとおりです。

調査対象物質

調査物質		分類
1	ノニルフェノール	内分泌かく乱化学物質
2	4- <i>t</i> -オクチルフェノール	
3	ビスフェノール A	
4	<i>o,p'</i> -DDT	
5	17 β -エストラジオール	生体ホルモン物質
6	アクリル酸メチル	PRTR 対象物質
7	塩化メチル	
8	2-アミノエタノール	
9	ポリ(オキシエチレン) = ノニルフェニルエーテル	
10	ベンズアルデヒド	

● 水 質

水質は河川4地点、海域3地点の計7地点で、年1回調査を実施しました。調査対象10物質のうち、河川については5物質、海域については4物質がそれぞれ検出されました。ノニルフェノールと4-*t*-オクチルフェノールについては、すべての地点で、予測無影響濃度(魚類に対し影響がないと予測される水中濃度)を下回っていました。

内分泌かく乱化学物質等水質調査結果

(単位: $\mu\text{g/L}$)

調査物質	河川4地点 (平瀬川(平瀬橋)、三沢川 (一の橋)、矢上川(日吉 橋)、麻生川(耕地橋))		海域3地点 (扇島沖、京浜運河千鳥 町、京浜運河扇町)
1	ノニルフェノール	ND~0.1	ND~0.1
2	4- <i>t</i> -オクチルフェノール	ND	ND
3	ビスフェノール A	0.01~0.45	0.01~0.02
4	<i>o,p'</i> -DDT	0.000005~0.000014	0.000001~0.000003
5	17 β -エストラジオール	ND~0.0008	0.0007~0.0011
6	アクリル酸メチル	ND	ND
7	塩化メチル	ND	ND
8	2-アミノエタノール	ND	ND
9	ポリ(オキシエチレン) = ノニルフェニルエーテル	ND~0.1	ND
10	ベンズアルデヒド	ND	ND

ND: 検出下限値未満

予測無影響濃度: ノニルフェノール (0.608 $\mu\text{g/L}$)

4-*t*-オクチルフェノール (0.992 $\mu\text{g/L}$)

底質

河川、海域、湖沼等の底の堆積物。

● 底 質

底質は海域3地点で、年1回調査を実施しました。調査対象10物質のうち、5物質がそれぞれ検出されました。

内分泌かく乱化学物質等底質調査結果

(単位： $\mu\text{g}/\text{kg-dry}$)

調査物質		海域3地点 (扇島沖、京浜運河千鳥町、京浜運河扇町)
1	ノニルフェノール	66~240
2	4- <i>t</i> -オクチルフェノール	ND~11
3	ビスフェノール A	8~15
4	<i>o,p'</i> -DDT	0.12~12
5	17 β -エストラジオール	ND
6	アクリル酸メチル	ND
7	塩化メチル	ND
8	2-アミノエタノール	ND
9	ポリ(オキシエチレン) = ノニルフェニルエーテル	7~39
10	ベンズアルデヒド	ND

ND：検出下限値未満

施策の概要

化学物質の新たな開発、利用の拡大などによって化学物質と環境との関わりは一層複雑多様化しており、環境を経由して人の健康や生態系への影響に対する懸念が高まっています。近年では、ダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質（いわゆる「環境ホルモン」）による環境汚染の問題がその事例として挙げられます。

市は、こうした状況において、1999年12月に公布した「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」の中に化学物質の適正管理の規定を設け、従来の物質ごとの規制的手法に加えて、事業者による自主管理により化学物質の適正管理を推進しています。

また、PRTR法の施行に伴い、市内におけるPRTR法対象物質の環境への排出量が把握可能となったため、今後は、条例の管理対象物質やPRTR法対象物質等の化学物質を対象として、化学物質による環境リスクの低減に向けて、条例の化学物質の適正管理の規定を運用するとともに、市民、事業者、行政間のリスクコミュニケーションを推進していきます。

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法及び条例に基づき、廃棄物焼却施設等の対象施設から排出される排出ガス、排水の監視・指導を行うとともに、環境調査を継続して実施し、その結果を公表しています。また、廃棄物焼却施設の解体工事における環境汚染の未然防止を図るため「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」を定め、運用しています。

内分泌かく乱化学物質等については、ダイオキシン類と同様に、環境調査を継続して実施し、その結果を公表しています。

重点的取組事項の実施状況

具体的施策の実施状況につきましては、第3章を御覧ください。

● 事業所における化学物質の自主管理の促進

条例では、化学物質を取り扱うすべての事業者は、自主管理マニュアルの作成等により、化学物質に関する管理体制の整備、有害性等の情報の収集、取扱量及び排出量等の把握、排出抑制に向けた自主管理目標の設定など、化学物質の適正な管理に努めることが定められています。

また、化学物質の適正管理に関する指針（以下「管理指針」という。）では、条例対象の事業所のうち、従業員数50人以上で、かつ、有害性、危険性等の観点から環境安全上特に注意を要する物質として条例で定めた65物質（管理対象物質）を取り扱う事業者（以下「特定事業者」という。）は、自主管理目標及び目標達成時期、実施計画等を自主的に公表することに努めることが規定されています。

- ・ 事業所の自主管理マニュアルの作成の促進等による自主管理体制の整備
- ・ 特定事業者による自主管理目標及び自主管理マニュアル等に関する情報公開の促進

● 市による化学物質対策の充実

市は、管理指針に基づき、必要に応じて条例の指定事業所やPRTR法の届出事業所に対して化学物質の適正管理の実施状況等について報告を求めるとともに、立入調査を行い、指導・助言を行っています。

また、インターネットの市ホームページ（環境局公害部）による化学物質の有害性等に関する情報の提供、説明会・講習会の開催、パンフレット等の関連資料の配布、PRTR法届出に関する相談窓口の設置など、事業者による化学物質の適正管理を支援しています。

- ・ 化学物質管理状況や環境濃度等の実態把握と公表の推進
- ・ 条例及びPRTR法に基づく、化学物質の適正管理に向けた指導・助言の推進
- ・ 有害化学物質の事故時の対応の強化

リスクコミュニケーション

市民、事業者、行政、NGO等の関係するすべての者が、化学物質等による環境リスクの程度、環境リスクに対する感じ方・考え方・化学物質対策等について、情報を共有しつつ、意見の交換を図り、相互の信頼を築き、理解しあおうとするため、対話を進めていくもの。「リスクコミュニケーション」の推進により、環境リスクの低減が円滑に推進されることが期待できる。

● リスクコミュニケーションの推進

化学物質によるリスクを低減し、その管理を促進するためには、企業、地域住民、NGO、学識経験者、行政の各主体が協働して化学物質対策に取り組むことが重要です。こうしたことから、市民、事業者、行政間のリスクコミュニケーションの場として2003年度に設置した「川崎市化学物質に関するリスクコミュニケーションを進める会」により、PRTR データ、環境濃度、環境リスクなど化学物質に関する情報交換を推進するとともに、各主体の役割やリスクコミュニケーションのあり方を検討しています。

- ・ 化学物質と環境に関する講習会の開催等による市民、事業者、行政の情報交換の推進
- ・ 事業者による情報の公表と提供の推進
- ・ 市民、事業者、行政間のリスクコミュニケーションの場の設定

● ダイオキシン類対策の推進

・ 法・条例の規制対象施設から排出される排出ガス、排水の監視・指導

市では、ダイオキシン類対策特別措置法及び条例に基づき、規制対象施設の設置届出等の指導及び規制対象事業所への立入調査を実施しています。

また、法の規定に基づき規制対象施設を設置する事業者から報告があった排出ガス、排水、焼却灰等におけるダイオキシン類の測定結果をとりまとめ、その内容について、インターネットの市ホームページ（環境局公害部）に掲載しているほか、環境局化学物質対策課の窓口、各区役所等で閲覧できるようにしています。

・ ダイオキシン類の環境濃度調査

市では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質、底質及び土壌について、環境調査を実施しています。

・ 廃棄物焼却施設の解体工事に係る指導

川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱に基づき、解体工事における周辺環境への汚染の未然防止及び解体工事により発生する廃棄物の適正処理について、事業者指導を行っています。

・ ダイオキシン類に関する情報の提供

ダイオキシン類対策の取組内容については、インターネットの市ホームページ（環境局公害部）に掲載しているほか、その内容をまとめたパンフレットを作成、配布するなどダイオキシン類に関する情報の提供を行っています。

・ ごみ焼却施設におけるダイオキシン類測定結果

インターネットの市ホームページ（環境局施設部処理計画課）でも公表していますが、ごみ焼却施設等の排出ガス、処理水、焼却灰等のダイオキシン類の測定結果については、ダイオキシン類対策特別措置法第 8 条に規定する大気排出基準及び、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の 5」の一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に規定される濃度に適合していました。

施設名		浮島処理センター	浮島処理センター (動物焼却炉)	堤根処理センター	橘処理センター	王禅寺処理センター
ダイオキシン類の濃度	排ガス・平均値 ng-TEQ/m ³ _N	0.094	0.0109	0.014	0.000604	0.122
	焼却灰 ng-TEQ/g	0.028	0.0020	0.0046	0.018	0.0017
	飛灰 ng-TEQ/g	0.49	0.034	1.2	2.0	0.96
	処理水 pg-TEQ/L	0.00006		2.3	0.0072	0.094

* 排ガスに係る排出基準（焼却能力4t/h以上の既設炉）は、排ガス1立方メートルあたり1ng-TEQ/m³以下です。ただし、浮島処理センターの動物焼却炉については、排ガス1立方メートルあたり10ng-TEQ/m³以下です。

* 焼却灰及び飛灰（ばいじん等）に係る処理基準は、ばいじん等1gあたり3ng-TEQ/g以下ですが、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものについては、基準を適用されません。

なお、4処理センターの飛灰については、薬剤処理を行っています。

* 排水に係る排出基準は、排水1リットルあたり10pg-TEQ/L以下です。

● 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等に係る対策の推進

市では、内分泌かく乱化学物質等の未規制化学物質について、環境調査を実施するとともに、人の健康及び生態系への影響等に関する情報収集に努めています。

また、内分泌かく乱化学物質等に関する情報について、インターネットの市ホームページ（環境局公害部）により最新の情報を提供しています。

公園、街路樹の管理に伴う農薬の使用に当たっては、害虫発生時の使用にとどめるなど極力農薬の使用を控えるとともに、薬剤を使用しない方法（捕殺等）にも取り組んでいます。